主な指導事項について

入居・入所系

①介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護
②認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・特定施設入居者生活介護
③介護老人保健施設（短期入所療養介護）・訪問リハビリ・通所リハビリ

令和4年度の実地指導状況

①介護老人福祉施設	…〔19指摘〕3事業所/14事業所
地域密着型介護老人福祉施設	…〔0指摘〕0事業所/5事業所
短期入所生活介護	…〔6指摘〕 3事業所/17事業所
②特定施設入居者生活介護	…〔4指摘〕1事業所/22事業所
認知症対応型共同生活介護	…〔0指摘〕0事業所/22事業所
小規模多機能型居宅介護	…〔0指摘〕0事業所/9事業所
③介護老人保健施設(短期入所療養介護)	…〔5指摘〕1事業所/7事業所
通所リハビリテーション	…〔2指摘〕2事業所/8事業所
訪問リハビリテーション	…〔0指摘〕0事業所/2事業所

主な指導事項について

入居・入所系

①介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護

②認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・特定施設入居者生活介護

③介護老人保健施設（短期入所療養介護）・訪問リハビリ・通所リハビリ

1. 人員に関する基準

入居・入所系

①介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護

②認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・特定施設入居者生活介護

③介護老人保健施設（短期入所療養介護）・訪問リハビリ・通所リハビリ

1. 人員に関する基準

(1)介護職員(外国人労働者)の配置について、資格を有しているか不明で、次の基準を満たしていることが確認できない例がありましたので、確認できる体制を整備してください。〔老福〕

・介護職員及び看護職員の総数⇒3:1

・ユニット型施設における看護職員又は介護職員の体制

⇒昼間はユニットごとに常時1人以上、夜間及び深夜は2ユニットごとに1以上配置

➡自主点検表
「介護職員又は看護職員/勤務体制の確保等」参照

1. 人員に関する基準

(2)看護職員と生活相談員の勤務時間について、併設サービス(通所介護)の勤務時間と区分せずに記録しており、介護老人福祉施設における勤務時間を確認できない従業者がいましたので、区分して記録してください。〔老福〕

(3)常勤のユニットリーダーについて、ユニットケアリーダー研修を受講した職員を2名以上配置してください。〔老福〕

2. 運営に関する基準

入居・入所系

①介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護

②認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・特定施設入居者生活介護

③介護老人保健施設（短期入所療養介護）・訪問リハビリ・通所リハビリ

2. 運営に関する基準

(1)利用契約書

～具体例～

・代理人等との契約が前提になっていた例がありましたので、利用者と事業者との間で契約を取り交していることがわかるよう記載してください。

・利用者負担が「1割負担」となっていた例がありましたので、「利用者の負担割合に応じた割合」等と記載してください。

〔サービス共通〕

2. 運営に関する基準

(2)利用料等の受領

～具体例～

・利用者負担(嗜好品)について、利用者又はその家族等の自由な選択に基づいて当該費用を徴収していることを同意書(重要事項説明書等)により確認できませんでした。

⇒利用者又はその家族等の希望を確認していることが明確に分かるよう、同意書の書式を見直すなどの措置を講じてください。

〔老福〕

2. 運営に関する基準

(3)ユニット型施設のサービスの取扱い方針

～具体例～

・身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を開催した記録がなく、3月に1回以上開催していることが確認できませんでしたので、実施した場合は記録してください。

・身体的拘束等の適正化のための指針に記載すべき事項が漏れていましたので、記載してください。

➡記載事項は自主点検表
「介護保険施設サービスの取扱方針」参照

〔老福〕

2. 運営に関する基準

(4)地域との連携等

～具体例～

・運営推進会議の記録を公表していませんでしたので、公表してください。〔R3・地域密着型老福〕

3. 介護給付費の算定及び取扱い

入居・入所系

①介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護

②認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・特定施設入居者生活介護

③介護老人保健施設（短期入所療養介護）・訪問リハビリ・通所リハビリ

3. 介護給付費の算定及び取扱い

(1)口腔衛生管理加算(Ⅱ)

・ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生管理を月2回以上行っていない例がありました。

⇒実施することが必要です。

〔老福〕

➡自主点検表

「口腔衛生管理加算」参照

3. 介護給付費の算定及び取扱い

(2)看取り介護加算(Ⅱ)

①厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者《医師、生活相談員、看護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者》であることが確認できない例がありました。

⇒当該計画について、入所者への説明と同意が必要です。

〔老福〕

➡自主点検表
「看取り介護加算」参照

3. 介護給付費の算定及び取扱い

(2)看取り介護加算(Ⅱ)

②介護記録等への記載内容が不十分な例がありました。

・終末期の身体症状の変化及びこれに対する介護等についての記録

・療養や死別に関する入所者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアについての記録

・看取り介護の各プロセスにおいて把握した入所者等の意向と、それに基づくアセスメント及び対応についての記録

〔老福〕

3. 介護給付費の算定及び取扱い

(3)個別機能訓練加算

・機能訓練を行っているか確認できない例がありましたので、機能訓練を行ったことがわかるよう記録してください。〔老福〕

(4)精神科医による療養指導の加算

・算定要件である「認知症である入所者が全入所者の3分の1以上」に係る記録がありませんでした。
つきましては、毎年度、確認し記録してください。〔老福〕

3. 介護給付費の算定及び取扱い

(5)介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算

・【共通】

賃金改善を行う方法等を職員に周知する際は、処遇改善計画書等を用いて周知してください。

・【介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)】

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容をホームページや介護サービスの情報公表制度等を活用し、公表してください。

〔老福〕

3. 介護給付費の算定及び取扱い

(6)サービス提供体制強化加算

・介護老人福祉施設及び短期入所生活介護に従事する介護福祉士の数をサービスごとに分けて算定してください。

〔R3・短期〕

(7)長期利用者減算

・長期利用者に対する減算を算定してください。

〔R3・短期〕

主な指導事項について

入居・入所系

①介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護

②認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・特定施設入居者生活介護

③介護老人保健施設（短期入所療養介護）・訪問リハビリ・通所リハビリ

1. 人員に関する基準

入居・入所系

①介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護

②認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・特定施設入居者生活介護

③介護老人保健施設（短期入所療養介護）・訪問リハビリ・通所リハビリ

1. 人員に関する基準

(1)計画作成担当者及び機能訓練指導員の勤務表及び勤務実績記録を作成していませんでした。 〔特定〕

(2)看護職員が機能訓練指導員として勤務する場合は、勤務時間を区分し、機能訓練指導員として勤務した時間を除いて必要な員数を配置してください。 〔特定〕

2. 運営に関する基準

入居・入所系

①介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護

②認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・特定施設入居者生活介護

③介護老人保健施設（短期入所療養介護）・訪問リハビリ・通所リハビリ

2. 運営に関する基準

(1)重要事項説明書

・算定する加算が分かるよう、チェックボックスを設ける等の措置を講じてください。 〔R3・共通〕

(2)運営規程

・ 運営規程で定めている内容と重要事項説明書に記載されている内容を一致させてください。
(例)従業員の職種・人数・勤務形態、その他の日常生活費の内容・金額など

・ 運営規程を変更する場合は介護保険課に届出をしてください。

〔R3・共通〕

2. 運営に関する基準

(3)個別サービス計画等の作成

・アセスメント及びモニタリングを実施していない例があったため、実施し記録してください。〔R3・GH〕

・援助目標を記載していない例があったため、記載してください。〔R3・小多機〕

2. 運営に関する基準

(4)小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針

・長期にわたり宿泊している利用者について、運営推進会議に対し報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けてください。

〔R3・小多機〕

2. 運営に関する基準

(5)地域との連携等

・運営推進会議について、おおむね2月に1回以上開催するしてください。

・運営推進会議について、外部委員から評価、要望、助言等を得てください。(コロナ禍の書面開催における例)

〔R3・GH/小多機〕

3. 介護給付費の算定及び取扱い

入居・入所系

①介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護

②認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・特定施設入居者生活介護

③介護老人保健施設（短期入所療養介護）・訪問リハビリ・通所リハビリ

3. 介護給付費の算定及び取扱い

(1)看取り介護加算

～具体例～

・入居の際に入居者又はその家族等に対して、「看取りに関する指針」及び「重度化した場合の対応に係る指針」の内容を説明し、同意を得てください。

・看取りに関する研修を実施し、記録をしてください。

〔R3・GH〕

主な指導事項について

入居・入所系

①介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護

②認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・特定施設入居者生活介護

③介護老人保健施設（短期入所療養介護）・訪問リハビリ・通所リハビリ

1. 人員に関する基準

入居・入所系

①介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護

②認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・特定施設入居者生活介護

③介護老人保健施設（短期入所療養介護）・訪問リハビリ・通所リハビリ

1. 人員に関する基準

(1)勤務体制の確保等:「勤務表(勤務実績表)」について

・事業所の従業者の日々の勤務時間や兼務関係等を勤務表(勤務実績表)上、明確にしてください。 〔R3・共通〕

・業務を兼務する職員の勤務時間を分けて記載してください。(理学療法士等による老健と通所リハの兼務等) 〔R3・共通〕

(2)看護職員及び介護職員

・看護職員の員数は、看護・介護職員の総数の7分の2程度としてください。 〔R3・老健〕

2. 設備に関する基準

入居・入所系

①介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護

②認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・特定施設入居者生活介護

③介護老人保健施設（短期入所療養介護）・訪問リハビリ・通所リハビリ

2. 設備に関する基準

(1)設備(平面図)について、届出の場所から変更していました。

→介護保険課へ変更の届出を行ってください。

〔通リハ〕

3. 運営に関する基準

入居・入所系

①介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護

②認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・特定施設入居者生活介護

③介護老人保健施設（短期入所療養介護）・訪問リハビリ・通所リハビリ

3. 運営に関する基準

(1)介護保険施設サービスの取扱方針

～具体例～

・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催した記録がなく、3月に1回以上開催していることが確認できませんでした。

・身体的拘束等の適正化のための指針に記載すべき事項が漏れていましたので、記載してください。 〔老健・短期入所療養〕

➡記載事項は自主点検表
「介護保険施設サービスの取扱方針」参照

3. 運営に関する基準

(2)利用料等の受領

・利用者負担(その他の日常生活費)について、日額〇〇円の積算根拠がなく、実費相当であることが確認できない例がありました。

〔老健 / 短期療養 / 通リハ〕

・利用者又はその家族等の自由な選択に基づいて当該費用を徴収していることを同意書(重要事項説明書等)により確認できない例がありました。

〔通リハ〕

・教養娯楽費の提供を前提として一律にサービスを提供し、画一的に徴収していました。

〔短期療養〕

3. 運営に関する基準

（2）利用料等の受領（前スライドの続き）

サービスを一律提供し、負担額を画一的に徴収することは基本的に認められません。積算根拠を明確にし、実費相当であること、利用者の希望によるもの等が確認できるようにしてください。

➡「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日付老企第54号）」及び「その他の日常生活費」に係るＱ＆Ａ（平成12年3月31日付事務連絡）に基づき、費用の項目及び金額並びに徴収方法について見直しをしてください。

4. 介護給付費の算定及び取扱い

入居・入所系

①介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護

②認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・特定施設入居者生活介護

③介護老人保健施設（短期入所療養介護）・訪問リハビリ・通所リハビリ

4. 介護給付費の算定及び取扱い

(1)身体拘束廃止未実施減算

＊次のうち1項目でも実施していない場合は、
入所者全員について、10％減算となります。

4. 介護給付費の算定及び取扱い

(1)身体拘束廃止未実施減算

①拘束の態様、時間、入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録していない。

②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、介護職員その他の従業者に周知徹底していない。

③身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。

④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上及び新規採用時)に実施していない。

〔R3・老健〕

4. 介護給付費の算定及び取扱い

(2)短期集中(個別)リハビリテーション実施加算

・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士への医師の指示は明確に記録しておくこと。 〔R3・老健/通リハ〕

(次のスライドにつづく)

4. 介護給付費の算定及び取扱い

(2)短期集中(個別)リハビリテーション実施加算

・【老健】入所の日から起算して3か月以内の期間に**集中的に**(20分以上の個別リハビリテーションを1週につき概ね3日以上)実施したことに係る記録を作成すること。

・退院・退所日又は要介護認定の効力が生じた日から起算して3か月以内の期間に**「集中的※」に**実施したことに係る記録を作成してください。

【通リハ】1日40分以上の個別リハビリテーションを、1週につき概ね2日以上

【訪リハ】1日20分以上のリハビリテーションを、1週につき概ね2日以上

4. 介護給付費の算定及び取扱い

(3)褥瘡マネジメント加算

・ 褥瘡ケア計画の作成に代えて、施設サービス計画内に褥瘡ケア計画に相当する内容を記載していましたが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別していませんでした。つきましては、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるよう記載してください。

〔老健〕

4. 介護給付費の算定及び取扱い

(4)排せつ支援加算

・支援計画の作成に代えて、施設サービス計画内に支援計画に相当する内容を記載していましたが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別していませんでした。つきましては、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるよう記載してください。

〔老健〕

～ご清聴ありがとうございました～

R5.6.5 集団指導資料〔入居・入所系〕